

吉見町プレミアム付商品券発行事業 約 款

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 吉見町商工会（以下「商工会」という。）は、家計を支援し消費者の消費意欲の喚起及び拡大を図り、町外広域商業施設等への購買流出を防止することによって、町内事業所の売上機会の増加及び売上向上を図り、これらの相乗効果により地域経済の活性化を図ることを目的として、吉見町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めることによる。

(実施主体)

第2条 商品券発行事業の運営及び管理等は、商工会が行う。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、商品券発行日の平成27年 7月 1日（水）から換金終了日の平成28年 2月1日（月）までとする。

(発行総額)

第4条 商品券の発行総額は、13,650万円とする。

(商品券の販売内容)

第5条 商品券は、額面500円券を26枚で購入する者に対して、当該購入額に30%のプレミアム分を付加した額面13,000円券を1冊とし、1冊単位で販売する。

2 商品券の販売額は、1冊1万円とする。

(券面表示事項)

第6条 商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体及びその所在地
- ② 利用可能な金額及び期間
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 釣銭対応
- ⑤ 紛失、盗難等の免責
- ⑥ 約款の存在
- ⑦ その他、表示が必要な事項

第2章 商品券の販売

(購入対象者)

第7条 商品券の購入対象者は、原則として吉見町民とするが、地域経済等の活性化の観点から市外の消費者も購入することができるものとする。

(購入限度額)

第8条 商品券の1回の購入は、1人あたり5万円を限度とする。

(販売期間等)

第9条 商品券の販売期間は、平成27年 6月20日（土）から、発行総額に達した時点で終了とする。

2 販売所は、吉見町商工会が定めた公共施設及び吉見町商工会とする。

(販売の周知)

第10条 販売の周知方法は、次のいずれかの方法とする。

- ① 吉見町広報紙
- ② チラシ配布
- ③ ポスター等掲示
- ④ インターネット
- ⑤ その他、周知に有効な方法

第3章 商品券の利用

(有効期限)

第11条 商品券の有効期限は、平成27年7月1日(水)から平成27年12月31日(木)までとし、有効期限を経過した商品券は無効とする。

(利用事業所)

第12条 商品券を利用できる事業所は、吉見町商工会に加入している事業所で、第19条による登録手続きを行った事業所とする。

2 消費の健全な拡大の観点から、風俗関連業種など本事業の目的に沿わないと認められる事業を営む者は、同条各号の規定に関わらず、利用ができないものとする。

(利用制限)

第13条 商品券は、前条で規定する利用事業所の商品及びサービス等の対価として使用できるものとする。ただし、次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は利用対象外とする。

- ① 不動産(軽微な建物増改築は除く)
- ② 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び商品仕入等
- ④ 公共料金等の支払い及びタバコの購入

(町内商業活性化対策)

第14条 町内経済の活性化のために、事業所(店舗)における使用について次のとおり定める。

- ① 取扱店は、商品券による購入者に対して、値引き販売等のサービス付加を行って、より一層の販売に努める。
- ② 商工会は、商品券取扱店を取扱店一覧表等で明記し、利用者との問題が生じないように努め、商品券販売時に利用者に対し、商品券と取扱店一覧表等を渡すこととする。

(釣銭)

第15条 商品券取扱店は、商品及びサービス等の対価が商品券額面に満たない場合、釣銭は支払わないこととする。

(紛失等の責務)

第16条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第17条 偽造等の不正利用により本事業が損失を受けた時は、商工会は、不正利用者に対し、損害金の全額を請求できるものとする。

(返金請求)

第18条 商品券を購入した者が、購入した商品券のうち、未使用商品券の金額の返金を申し出た場合、商工会は未使用商品券と引き換えに商品券持参者にプレミアムを除く購入代金を支払うものとする。その際は、1冊単位で返金に応じる。また、返金の申し出の期限は、平成27年10月30日(金)までとし、それ以降の申し出には応じないこととする。

第4章 取扱店

(取扱店)

第19条 第12条の規定に該当する商工業者は、別に定める「プレミアム商品券取扱い店参加申込書」(以下「申込書」という。)を商工会に提出し、商工会長の承認を受け、取扱店となる。

(取扱店の募集)

第20条 取扱店募集の周知方法は、商工会通知及び町内広報紙等によるものとする。

(取扱店登録手続き)

第21条 商品券の取り扱いを希望する事業所は、申込書を商工会に提出し、商工会長の承認を受けなければならない。また、承認に際して、商工会は、商工会長の承認を受けた当該事業所に、別に定める「吉見町プレミアム商品券取扱店登録証明書」(以下「登録証明書」という。)を発行するものとする。

(取扱店の責務)

第22条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者が有効期限内に商品券を持参した時は、商品券額面分の物品の販売、貸付、サービスの提供を行うこと。
- ② 商工会が配布するポスター等は利用者に見やすい場所に掲示すること。
- ③ 利用者から受け取った商品券は、裏面に取扱店コード記載またはゴム印を押印するとともに、右下の切り取り線に沿って切り取ること。
- ④ 他店の記載または取扱店コードの記載又はゴム印の押印があるか、既に切り取り線を切り取ってある商品券は、受け取りを拒否すること。
- ⑤ 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に連絡すること。
- ⑥ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ⑦ 取扱店が、自事業所で商品券を購入し、直接換金することを禁止する。
- ⑧ 商工会並びに町が本事業に関して調査を行う時は、報告等の協力をする事。
- ⑨ 本約款に定める規則及び商工会からの指示を遵守すること。

(取扱店資格等の喪失)

第23条 取扱店は、第13条及び前条の各号に反する行為が認められた場合、商工会からの商品券換金拒否、登録の取り消し決定及び損害金の請求等に応じなければならない。

(紛失等の責務)

第24条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

(届出事項の変更)

第25条 取扱店は、登録事項に変更があった時は、速やかに商工会に届け出るものとする。

第5章 換金

(換金期間)

第26条 利用者が使用した商品券を取扱店が換金できる期間は、平成27年7月1日(水)から平成28年2月1日(月)までの商工会が指定した日とし、換金期間を過ぎた商品券は、無効とする。

(換金方法)

第27条 取扱店が、利用者が使用した商品券を換金する場合は、指定金融機関に加盟店登録証明書を提示し、別に定める「吉見町プレミアム商品券換金依頼書」及び取扱店名 を記載または登録店コードのゴム印を押印した使用済み商品券を提出して、取扱店名義等の口座に入金を受けることとする。

第6章 雑則

(商工会の責務)

第28条 商工会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の発行、売上、回収及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること。
- ② 商品券の保管は、特に厳重に行うこと。
- ③ 商品券の盗難・紛失が発生した時は、速やかに商工会長に盗難・紛失のあった商品券番号を報告するとともに、取扱店にその旨を通知すること。
- ⑤ その他、商品券発行业に必要なる運営管理を行うこと。
- ⑥ (紛失等の責務)

第29条 商工会の過失による商品券の盗難・紛失・滅失は、商工会の責務とし、商工会は損害の補填をするものとする。

(その他)

第30条 商工会は、商品券の購入者並びに取扱店が次のことを行った場合は、返還請求その他商工会で審議決定した処置を取るものとする。

- ① 本約款各条項に反する行為を行ったもの。

- ② 商品券を担保に供し、または質入をすること。
 - ③ その他商品券事業の目的に反する行為を行ったもの。
- 2 商品券発行事業についての問い合わせは、次のとおりとする。
- 発行事業主体 吉見町商工会
所在地 埼玉県比企郡吉見町下細谷1210
電話番号 0493-54-0701
- 3 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、吉見町商工会正副会長が協議して別に定める。

附則

この約款は、平成27年6月20日から施行する。